



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和3年7月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008に次を加える。
 - (29) s F l t 1 / P l G F 比
 - ア 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ1(sFlt-1)及び胎盤増殖因子(PlGF)を測定し、sFlt-1/PlGF比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。
 - イ 本検査は、妊娠 18 週から 36 週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。
 - (イ) 収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧 80mmHg 以上

- (口) 蛋白尿
- (八) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見
- (二) 子宮内胎児発育遅延
- (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見
- ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明 細書の摘要欄に記載すること。また、イの(八)又は(ホ)に該当する場合は、その 医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を 2 つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき 2 回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数 2回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定 は適用しない。
- 2 別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D 0 1 2 に次を加える。
 - (52) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。

(参考:新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 現 行 別添 1 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D000~D007 (略) D000~D007 (略) D 0 0 8 内分泌学的検査 D 0 0 8 内分泌学的検査 (1)~(28)(略) (1)~(28)(略) (29) sFlt-1/PlGF比 (新設) ア 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fm s 様チロシンキナーゼ 1(sFlt-1)及び胎盤 増殖因子(PlGF)を測定し、sFlt-1/P 1GF比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状 腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した 点数を準用して算定する。 イ 本検査は、妊娠 18 週から 36 週未満の妊娠高血圧 腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子の うちいずれか1つを有するものに対して実施した場 合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定 できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、 原則として当該点数は算定できない。 (イ) 収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧

80mmHg 以上

- <u>(口)</u> 蛋白尿
- (ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見
- (二) 子宮内胎児発育遅延
- (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見
- ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(八)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 工 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホ ルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数 を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定め る規定は適用しない。
- D009~D011 (略)
- D 0 1 2 感染症免疫学的検査
 - (1)~(51)(略)
 - (52) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。

D 0 0 9 ~ D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)~(51)(略) (新設)